

令和 年度 市民税・県民税 家屋敷課税に係る申告書

萩市長 あて

令和 年 月 日 提出

萩市内に事務所・事業所・家屋敷を有していますので、萩市税条例第23条第1項第2号の規定により、下記のとおり申告します。

令和3年1月1日 現在の住所		電話番号	() —
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平
氏名			・
個人番号			
令和2年中 合計所得金額	円	右の該当する番号を ○で囲んでください	1. 障害者 2. 寡婦 3. ひとり親

【令和3年1月1日時点での事務所、事業所または家屋敷の状況】

所在地	山口県萩市		
種類	事務所 ・ 事業所 ・ 家屋敷 (該当するものを○で囲んでください)		
屋号		開(廃)業年月日	昭・平・令 年 月 日

【納税通知書の送付先】

- 令和3年1月1日現在の住所と同じ
 令和3年1月1日現在の住所と異なる

住所： _____

家屋敷課税に該当しない場合は下記の番号に○を付け「4」の場合は理由をご記入ください。

1 他人を居住させるための目的で建てたアパートである
2 建物の構造上、出入り口、台所、トイレ等共有している寮・下宿である
3 個人事業者が萩市内に設けている独立した倉庫、車庫、資材置場である
4 その他 ()

※記載内容を確認するために、現地調査や必要書類の提出を依頼することがあります。

留意事項

- (1) 1月1日現在、萩市内に住所を有しない方であっても、市内に事務所・事業所・家屋敷を有している場合は、市民税・県民税の均等割が課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、萩市課税課へご提出ください（郵送可）。
- (2) 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（たとえば、医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。）
- (3) 家屋敷とは、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも事由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無および自己所有かどうかを問いません。（たとえば、住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅（実家）などがこれに該当します。）
- (4) この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら萩市課税課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒758-8555
山口県萩市大字江向510番地
萩市役所市民部課税課市民税係
電話番号 0838-25-3136